

農地中間管理事業を活用する

「農業法人・農業者・関係機関等」の皆様へお知らせ

- **令和6年度以降、農地中間管理事業の賃借料収受対象（※）となる**
契約の公告認可期限は、
これまでより1か月前倒し「7月末まで」
となります（変更・解約等を含む）。
- なお、賃借料の徴収日（毎年11月30日）、支払日（毎年12月20日）の変更はございません。

※ 農地中間管理事業の「借入」「貸付」、農地売買等支援事業の「一時貸付」。

お気をつけください！！

「7月末まで」とは、申し出の期限ではなく、**契約に係る公告・認可の完了期限**となります。
例えば、賃借料変更等の希望を当年度に反映させたい場合などでは、**余裕を持って（少なくとも1か月前以上の6月末まで）**、農業公社あるいは市町村の農政課・農業委員会等にご相談ください。
調整に時間を要す場合には、翌年度からの反映となります。

変更する（1か月前倒す）理由！！

農業経営基盤強化促進法等改正に基づく農用地利用集積計画の廃止、もって農地バンクの農用地利用集積等促進計画への統合一本化及び契約更新も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しにあり、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、**賃借料収受事務を安全に行っていくため**です。

令和5年10月
（公社）岩手県農業公社 農地中間管理部
TEL 019-601-8236